4 生活環境影響調査項目

4.1 生活環境影響調査項目の選定等

最終処分場の変更に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目の関連を整理 し、生活環境影響評価項目を選定した結果を表 4·1 に示す。

なお、選定に当たっては、既許可区域の設置時の生活環境影響評価項目を参考とするとともに、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(以下「調査指針」という。)が平成18年9月に改定されたことを考慮して選定した。

表 4-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因生活環境影響調查項目	施設からの浸 出水の流出、 又は浸出液処 理設備からの 処理水の放流	最終処分場 の存在	施設(浸 出液処理 設備)の 稼働	埋立作業	施設 (埋立 地) からの 悪臭の 発生	廃棄物等 運搬車両 の走行
大気質	粉じん				0		
	二酸化窒素(NO2)				0		0
	浮遊粒子状物質(SPM)				0		0
騒音	騒音レベル			0	0		0
振動	振動レベル			0	0		0
悪臭	特定悪臭物質濃度			0		0	
水質	生物化学的酸素要求量(BOD)	0					
	化学的酸素要求量(COD)	0					
	全窒素 (T·N)、全りん (T·P)	0					
	ダイオキシン類	0					
	浮遊物質量(SS)	0					
	その他必要な項目(健康項目)	0					
地下水	地下水の流れ		0				

注) 〇:「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針(平成18年9月)」(環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部)の中で、陸上埋立・管理型最終処分場の標準項目とされており、生活環境影響調査項目とし て選定したもの。

^{◎:「}廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針(平成 18 年 9 月)」(環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部)の中で、陸上埋立・管理型最終処分場の標準項目とはなっていないが、生活環境影響調査項目として選定したもの。

4.2 生活環境影響調査を行う地域の範囲

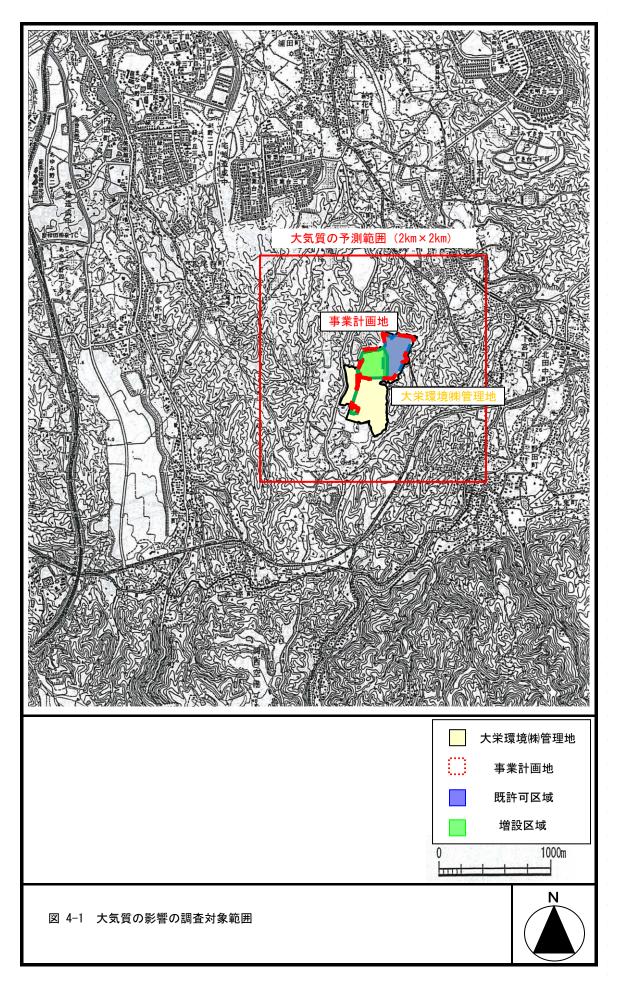
生活環境影響調査を行う地域の範囲については、各項目について、変更後の最終処分場の稼動に伴う生活環境影響要因の内容や規模、地域の特性等を考慮し、以下のように設定した。

4.2.1 大気質

(1) 埋立作業

建設機械の使用に伴う大気質による影響の調査対象地域は、建設機械による煙 突実体高は一般に3m程度であるが、安全側を考慮して、煙突実体高が10mの場 合の調査対象地域に該当する半径1kmを含む範囲(参考文献:廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針)として、その同心円を含む事業計画地の周辺地域(東西 2km×南北2kmの範囲 図4-1参照)とした。

また、覆土等からの粉じんの影響については、事業計画地の周辺地域(人家等(直近住居)が存在する地域)とした。



(2) 廃棄物等運搬車両の走行

廃棄物等運搬車両の走行に伴う大気質の調査対象地域は、廃棄物等運搬車両の走行ルートとその沿道の住居等の立地状況を考慮して設定した。

廃棄物等運搬車両の走行ルートは、図 3-3(1)に示したとおり、以下の 3 ルートであるが、運搬車両が最も集中する松尾山農道の沿道には、住居等は存在しない。

以上のことから、廃棄物等運搬車両の影響については、住居や人が集まる施設等への影響が考えられるルート①の市道唐国久井線沿道地域及びルート②・③の大阪外環状線(一般国道 170 号)沿道地域を調査対象とした。

ルート①:阪和自動車道・市道唐国久井線を利用する運搬車両

- 阪和自動車道→市道唐国久井線→大阪外環状線(一般国道 170 号)→松尾 山農道→事業計画地
- ルート②: 貝塚方面より大阪外環状線(一般国道 170 号) を利用する運搬車両
 - ・大阪外環状線(一般国道 170 号)→松尾山農道→事業計画地
- ルート③:河内長野方面より大阪外環状線(一般国道 170 号)を利用する運搬 車両
 - ・大阪外環状線(一般国道 170 号)→松尾山農道→事業計画地

4.2.2 騒音·振動

(1) 施設(浸出水処理設備)の稼働及び埋立作業

施設(浸出水処理設備)の稼働及び埋立作業での建設機械の使用に伴う騒音・振動の調査対象地域は、事業計画地の敷地境界から 100m 以内注)に保全対象施設(住居等)がなく、平井8工区最終処分場(既許可区域)の事業計画地の北東側敷地境界から直近住居まで約 180m離れており、直近住居への影響はないものと考えられる。また、事業計画地周辺は森林・ため池及び大栄環境管理地であることから、安全側の予測結果となるよう、事業計画地の敷地境界とした。

注)調査指針では、騒音に係る調査対象地域については、「埋立作業機械及び施設の稼動による影響の調査対象地域は、対象音源から発生する騒音が距離減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域であって、人家等が存在する地域とし、敷地境界からおおむね 100mまでの範囲とする。」と記載されている。また、振動に係る調査地域については、「騒音と同様の考え方により設定する。」と記載されている。

(2) 廃棄物等運搬車両の走行

廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動の調査対象地域は、廃棄物等運搬車両の走行ルートとその沿道の住居等の立地状況を考慮し、大気質と同様に、ルート①の市道唐国久井線沿道地域及びルート②・③の大阪外環状線(一般国道 170 号)沿道地域を調査対象とした。

4.2.3 悪 臭 (浸出水処理設備の稼働及び埋立地からの悪臭の発生)

施設(浸出水処理設備)の稼働及び施設(埋立地)に伴う悪臭の調査対象地域は、 事業計画地の周辺地域(人家等(直近住居)が存在する地域)とした。

4.2.4 水質 (浸出水処理設備からの処理水の放流)

事業計画地から排水された水は、図 4-2 に示すように、沢を通って新池上・新 池下に流入したあと、さらに沢・水路等を経由して槇尾川に流入し、大津川を経 て大阪湾に至る。

「平成23年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書」によると、槇尾川では下流の繁和橋、さらに下流の大津川では高津取水口及び大津川橋で流量及び水質の観測がされており、その*低水流量は表4-2に示すとおり、高津取水口で0.54m³/s (46.656m³/日)である。

この地点では、最終処分場の浸出水処理設備の処理能力の最大放流量 0.0046 m³/s (400m³/日) が 100 倍以上(約 117 倍)に希釈されることから、高津取水口までを調査対象範囲とした。

なお、ダイオキシン類については、「平成23年度大阪府域のダイオキシン類常時監視結果報告書」によると、高津取水口の下流側に位置する大津川橋のみでしか測定を行っていないことから、大津川橋を調査対象範囲とした。

表 4-2 槇尾川 (繁和橋) 及び大津川 (高津取水口・大津川橋) 流量観測結果

左连	観測地点名	観測回数	流量(m³/s)			
年度			最小~最大	平均	*低水	
	繁和橋	48回/年	$0.06 \sim 8.34$	0.97	0.14	
平成23年度	高津取水口	44回/年	$0.43 \sim 6.91$	1.40	0.54	
	大津川橋	48回/年	$0.21 \sim 18.12$	2.09	0.63	

注)流量の低水 (表中の※) とは、低水量の定義 (1年(365日)を通じて 275日を下らない流量 (参照:建設省河川砂防技術基準(案) 同解説 調査編)を基に、超過率 75%の流量を平成 23 年度の大阪府流域河川等水質調査における流量の観測結果 (44,48 回/年) から設定した。なお、低水流量に該当する観測値は、観測回数が 44回/年の場合は上位から 33番目、48回/年の場合は 36番目となるが、観測頻度が少ないことによる流量のばらつきを勘案して、観測回数が 44回/年の場合は上位から 32番目、33番目及び 34番目の 3流量を平均した値、観測回数が 48回/年の場合は上位から 35番目、36番目及び 37番目の 3流量を平均した値を低水流量とした。

4.2.5 地下水 (地下水の流れ)

最終処分場の存在による地下水の流れの変化により地下水位に影響を及ぼす可能性のある調査対象地域は、地形、地質、地下水及び水利用の状況を勘案し、事業計画地の周辺地域とした。

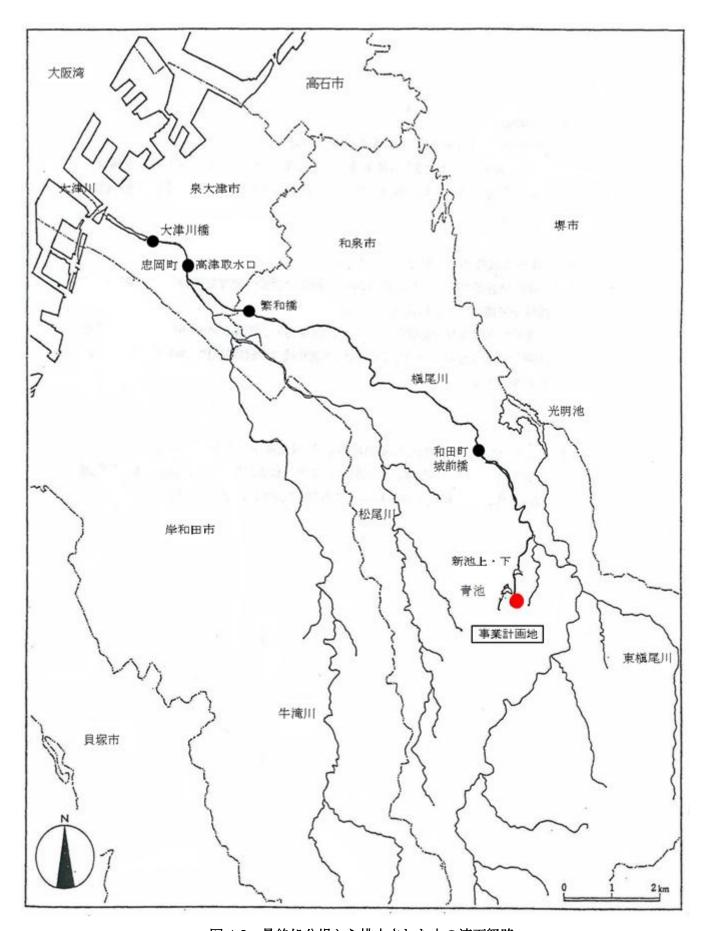


図 4-2 最終処分場から排水された水の流下経路